平成30年度原子力総合防災訓練

実施要領

平成30年8月

内閣府 (原子力防災担当)

目 次

第 1	節	平	成30年度原子力総合防災訓練の概要	1				
1	目	的]	1				
2								
3								
4			計					
5	-		···· 键					
6	実	施根	 T要	3				
7			 F価の実施					
8			・	_				
9)中止					
_	H/·	1210						
第2	節	訓	練細部実施要領	6				
1	玉	、関	係地方公共団体及び原子力事業者共通の訓練	6				
	1.	1	緊急時体制確立訓練	6				
	1.	2	オフサイトセンター運営訓練					
	1.	3	情報共有及び意思決定訓練	7				
	1.	4	緊急時モニタリング実施訓練					
	1.	5	広報対応訓練					
2	玉	が参	≽加主体となる訓練	9				
	2.	1	現地への国の職員・専門家の緊急輸送訓練	9				
	2.	2	原子力災害対策本部等の運営訓練	10				
	2.	3	海外対応訓練	11				
3	関	係址	b方公共団体が参加主体となる訓練	12				
	3.	1	災害対策本部等の運営訓練	12				
	3.	2	PAZ及びPAZに準じた避難を行う地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避	難等				
			実施訓練	12				
	3.	3	PAZ及びPAZに準じた避難を行う地域内の住民の避難等実施訓練	13				
	3.	4	UPZ内住民の屋内退避実施訓練	13				
	3.	5	UPZ内一部住民の一時移転等実施訓練	14				
	3.	6	原子力災害医療訓練	14				
	3.	7	交通規制・警戒警備等訓練					
	3.	8	ヘリテレ伝送システムによる情報収集訓練	15				
4	原	子力]事業者が参加主体となる訓練	16				
	4.	1	対策本部運営訓練	16				
	4.	2	通報連絡訓練	16				
	4.	3	警備•避難誘導訓練	16				
	4.	4	原子力災害医療訓練	17				
	4.	5	事故収束訓練	17				
	4.	6	原子力事業所災害対策支援拠点運営訓練	17				
	4.	7	原子力事業者支援連携訓練					
5	個	別の)更表訓練等	18				

第1節 平成30年度原子力総合防災訓練の概要

1 目 的

原子力総合防災訓練は、原子力災害発生時の対応体制を検証することを目的として、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号。以下「原災法」という。)に基づき、原子力緊急事態を想定して、国、地方公共団体、原子力事業者等が合同で実施する訓練である。

平成30年度の原子力総合防災訓練は、以下を訓練目的として実施する。

- (1) 国、地方公共団体及び原子力事業者における防災体制や関係機関における協力体制の実効性の確認
- (2)原子力緊急事態における中央と現地の体制やマニュアルに定められた手順の確認
- (3)「大飯地域の緊急時対応」及び「高浜地域の緊急時対応」に基づく避難計画の検証
- (4) 訓練結果を踏まえた教訓事項の抽出、緊急時対応等の改善
- (5)原子力災害対策に係る要員の技能の習熟及び原子力防災に関する住民理解の促進

2 実施時期

平成30年8月25日(土)8:00~16:30 8月26日(日)8:30~16:00

3 防災訓練の対象となる事業所

関西電力株式会社 大飯発電所及び高浜発電所

4 実施場所

東京都 官邸、内閣官房、内閣府、国家公安委員会、警察庁、消費者庁、復興庁、 総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、 農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、気象庁、海 上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省

福井県 福井県庁、福井県大飯原子力防災センター、福井県高浜原子力防災セン ター、おおい町、小浜市、高浜町、若狭町、美浜町、敦賀市、越前市、 鯖江市、越前町、大野市

京都府 京都府庁、京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、南丹市、京丹 波町、伊根町

滋賀県 滋賀県庁、高島市、長浜市

兵庫県 兵庫県庁、宝塚市、三田市、猪名川町、伊丹市、川西市、芦屋市、加古 川市 その他 関西電力株式会社原子力事業本部、大飯発電所、高浜発電所 等

5 参加機関

5. 1 指定行政機関等

内閣官房、内閣府、国家公安委員会、警察庁、消費者庁、復興庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省

5. 2 指定地方行政機関等

中部管区警察局(福井県情報通信部)、近畿管区警察局(滋賀県情報通信部)、近畿地方整備局(福井河川国道事務所)、東京管区気象台(福井地方気象台)、大阪管区気象台(彦根地方気象台、京都地方気象台)、第八管区海上保安本部(敦賀海上保安部、小浜海上保安署、舞鶴海上保安部)、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、福井地域原子力規制総括調整官事務所、敦賀原子力規制事務所、美浜原子力規制事務所、大飯原子力規制事務所、高浜原子力規制事務所

5. 3 地方公共団体等

福井県、京都府、滋賀県、兵庫県、石川県、関西広域連合、おおい町、小浜市、高浜町、若狭町、美浜町、敦賀市、越前市、鯖江市、越前町、大野市、京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、南丹市、京丹波町、伊根町、高島市、長浜市、宝塚市、三田市、猪名川町、伊丹市、川西市、芦屋市、加古川市、福井県警察(本部、敦賀警察署、小浜警察署)、京都府警察(本部、福知山警察署、舞鶴警察署、宮津警察署、南丹警察署)、滋賀県警察(本部、高島警察署)、若狭消防組合消防本部、敦賀美方消防組合消防本部、南越消防組合消防本部、福井市消防局、京都市消防本部、福知山市消防本部、舞鶴市消防本部、宮津与謝消防組合消防本部、京都中部広域消防組合消防本部、高島市消防本部

5. 4 指定公共機関等

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、日本赤十字社(福井県支部、滋賀県支部)、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、西日本電信電話株式会社(福井支店、滋賀支店)、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社等

5.5 指定地方公共機関等

公益社団法人福井県バス協会、一般社団法人福井県タクシー協会、一般社団法人福井県トラック協会、一般社団法人福井県医師会、一般社団法人福井県薬剤師会、一般社団法人京都府医師会、一般社団法人京都府薬剤師会、一般社団法人京都府バ

ス協会、一般社団法人滋賀県バス協会等

5. 6 訓練対象原子力事業者

関西電力株式会社

5.7 その他

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、公益社団法人福井県診療放射線技師会、福井県立病院、福井大学医学部附属病院、福井赤十字病院、杉田玄白記念公立小浜病院、地域医療推進機構若狭高浜病院、レイクヒルズ美方病院、市立敦賀病院、国立病院機構敦賀医療センター、公益社団法人京都府放射線技師会、公益社団法人兵庫県放射線技師会、京都大学医学部附属病院、京都医療センター、公益財団法人原子力安全研究協会、京都府立医科大学附属病院、市立福知山市民病院、広島大学、医療法人岸本病院、特別養護老人ホーム安寿の里、特別養護老人ホーム長寿苑、グループホームせいらん、公益社団法人滋賀県放射線技師会、大津赤十字病院、長浜赤十字病院、滋賀医科大学医学部附属病院、高島市民病院 等

5.8 訓練参加数

参加機関 191機関 参加人数 約21,600人

[内訳]	指定行政機関等	2 2 機関	約400人
	指定地方行政機関等	23機関	約640人
	地方公共団体等	7 6 機関	約2,100人
	指定公共機関等	11機関	約40人
	指定地方公共機関等	8機関	約70人
	原子力事業者	1機関	約700人
	その他関係機関	50機関	約350人
	住民等の参加人員		約17,300人

6 実施概要

6. 1 事故想定

大飯発電所3号機において、京都府北部を震源とした地震による外部電源喪失後、原子炉冷却材の漏えいが発生し、さらに設備故障等により非常用炉心冷却装置による原子炉への全ての注水が不能となり、全面緊急事態となる。

他方、高浜発電所4号機においては、地震による影響は認められなかったが、送電線事故による外部電源喪失後、蒸気発生器への給水が不能となり、また、設備故障等により非常用炉心冷却装置による原子炉への注水が直ちにできなくなり、全面緊急事態となる。

6. 2 訓練の流れ

訓練目的を踏まえ、事態の進展に応じて、初動対応に係る訓練から全面緊急事態を受けた実動訓練まで、以下に示す3項目を重点項目として実施する。

項目1 迅速な初動体制の確立訓練

国、地方公共団体及び原子力事業者において、それぞれの初動体制の確立に向け、要員の参集及び現状把握を行い、テレビ会議システム等を活用し、関係機関相互の情報共有を図る。また、緊急輸送関係省庁又は民間輸送機関により、内閣府副大臣 (原子力防災担当)、国の職員及び専門家を、緊急事態応急対策等拠点施設 (以下「OFC」という。)、原子力施設事態即応センター (関西電力株式会社原子力事業本部。以下「即応センター」という。)等に派遣する。

項目 2 中央と現地組織の連携による防護措置の実施方針等に係る意思決定訓練官邸、原子力規制庁緊急時対応センター(以下「ERC」という。)、OFC、福井県庁、京都府庁、滋賀県庁等の各拠点において、緊急時の対応体制を確立する。自然災害及び原子力災害の複合災害の発生を想定し、中央において自然災害及び原子力災害に係る両本部の合同会議を開催するとともに、現地組織も含めた情報共有、意思決定、指示・調整を一元的に行う。あわせて、事態の進展に応じて、現地本部の統合を行うとともに、防護措置の実施方針等の立案及び意思決定を行い、決定した内容について対象となる地方公共団体への指示等を実施する。

項目3 府県内外への住民避難、屋内退避等の実動訓練

- ① 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態を受けて、自衛隊等の実動機関や民間輸送機関等の支援を受けつつ、予防的防護措置を準備する区域(以下「PAZ」という。)及びPAZに準じた避難を行う地域内の住民の府県内外への避難を行う。また、緊急防護措置を準備する区域(以下「UPZ」という。)内の住民について屋内退避を実施するとともに、屋内退避の意義等の理解促進を図る。
- ② 緊急時モニタリング実施計画に基づき、緊急時モニタリングを実施する。
- ③ 放射性物質の放出を想定し、運用上の介入レベル(以下「OIL」という。) の基準に基づき、UPZ内の一部地域の住民について、安定ヨウ素剤の緊急配布、府県内外への一時移転、避難退域時検査等を実施する。

6.3 訓練の開始及び終了

訓練は、8月25日(土)8:00をもって開始とし、初動体制の確立から原子力災害対策本部等の運営等を実施し、8月26日(日)16:00、UPZ内の住民を対象とした一時移転等が概ね完了した時点をもって終了とする。

7 訓練評価の実施

訓練終了後、各種計画、マニュアル等の見直し及び検証に資するため、教訓の抽出等を行う。訓練に参加した国の関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等は、地域原子力防災協議会において、訓練の実施結果、抽出された教訓等を共有し、明らかになった課題に関して、緊急時対応に係る計画やマニュアルの改善等を行う。

8 共同して防災訓練を行うべき災害予防責任者

上記5の参加機関の長

9 訓練の中止等

実際の災害の発生又は警報発表などの災害発生のおそれがある場合は、状況により訓練を中止又は一部変更等を行う。

第2節 訓練細部実施要領

1 国、関係地方公共団体及び原子力事業者共通の訓練

1. 1 緊急時体制確立訓練

1. 1. 1 訓練概要

初動体制を迅速に確立し初期対応を的確に実施するため、両発電所を対象とした 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部、同事故合同対策本部、原子力 災害対策本部等の設置等を行う。

1. 1. 2 参加機関

内閣官房、内閣府、警察庁、消費者庁、復興庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省、関係地方公共団体、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、原子力事業者(関西電力株式会社)等

1. 1. 3 訓練内容

(1) 警戒事態

警戒事態の発生とともに、内閣府及び原子力規制庁の職員(緊急参集要員の一部)は、官邸及びERCに参集するとともに、原子力事故警戒本部の設置等に係る措置を行う。

(2) 施設敷地緊急事態

原子力事業者より原災法第10条通報を受け、内閣府及び原子力規制庁の職員(緊急参集要員)は官邸及びERCに参集するとともに、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部(以下「原子力事故対策本部」という。)の設置等に係る措置を行う。また、OFCへの内閣府副大臣(原子力防災担当)をはじめとする内閣府、原子力規制庁等の職員の緊急派遣、即応センター等への原子力規制庁の職員の緊急派遣及び全面緊急事態の発生に備えた関係省庁職員の派遣準備の要請を行う。関係地方公共団体等は、国からの参集要請に基づきOFCへ職員の派遣を行う。

(3)全面緊急事態

原子力事業者からの原災法第15条通報を受け、内閣府及び原子力規制庁の職員は、関係省庁の中央及び現地組織の構成員である職員を官邸、ERC及びOFCの各拠点施設へ参集させるとともに、原子力災害対策本部等の設置等に係る措置を行う。

1.2 オフサイトセンター運営訓練

1. 2. 1 訓練概要

OFCの運営(原子力災害合同対策協議会の運営を含む。)を通じて、防護措置に 係る関係地方公共団体との具体的対策の検討、調整等を行う。また、事態の進展に 応じて、現地本部の統合、一元的な本部運営等を行う。

1. 2. 2 参加機関

内閣官房、内閣府、警察庁、消防庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省、関係地方公共団体、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、原子力事業者(関西電力株式会社) 等

1. 2. 3 訓練内容

(1) OFCの立ち上げ

警戒事態の発生に伴い、原子力防災専門官はOFCの立ち上げを行う。

(2) 現地事故対策連絡会議の運営

施設敷地緊急事態の発生に伴い、原子力防災専門官が中心となり、関係地方公共団体等の参集者を統括し、関係機関間の情報共有等を図るため、現地事故対策連絡会議を開催する。また、現地に派遣した国、関係地方公共団体等の要員到着後、現地における詳細な情報共有や、全面緊急事態への進展に備えた対応を検討するため、継続的に現地事故対策連絡会議を開催する。

(3) 原子力災害現地対策本部の設置・運営

全面緊急事態の発生後は、内閣府副大臣(原子力防災担当)を本部長とする原子力災害現地対策本部を設置して、現地対応の総合調整に係る本部運営を行う。

(4) 原子力災害合同対策協議会の運営等

全面緊急事態の発生を受け、政府の原子力災害現地対策本部、関係地方公共団体の災害対策本部等は、相互の情報共有、緊急事態応急対策の検討、意思決定等を行うため、内閣府大臣官房審議官を事務局長とする原子力災害合同対策協議会を開催する。

1.3 情報共有及び意思決定訓練

1.3.1 訓練概要

テレビ会議システム等を活用し、事態の進展に応じて、中央と現地組織が必要な情報共有等を図るとともに、各拠点間の連絡、調整により各事態における防護措置の実施方針等について意思決定等を行う。

1. 3. 2 参加機関

内閣官房、内閣府、国家公安委員会、警察庁、消費者庁、復興庁、総務省、消防 庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、 資源エネルギー庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、 防衛省、関係地方公共団体、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研 究開発法人日本原子力研究開発機構、原子力事業者(関西電力株式会社) 等

1. 3. 3 訓練内容

自然災害及び原子力災害の複合災害を想定し、これらの事態の進展に応じて、中央と現地組織が必要な情報共有等を図り、各事態において円滑かつ確実に住民避難等を実施するための意思決定を行う。

警戒事態の発生において、各関係機関において速やかにテレビ会議システム等を立ち上げ、当該システム等を活用した情報共有が可能な体制を構築するとともに、中央及び現地の各拠点間が連携し、その後の事態進展に応じて、円滑かつ確実な住民避難等を図るための防護措置の実施方針等について検討及び意思決定を行う。

当該検討及び意思決定を行うに当たっては、自然災害からの安全確保を最優先とした上で、オンサイト情報を踏まえた今後の事態進展予測と避難のための時間的見通し等の判断も含めて実施する。また、中央において自然災害及び原子力災害に係る両本部の合同会議を開催するとともに、自然災害及び原子力災害に係る情報収集システム(総合防災情報システム、統合原子力防災ネットワーク)を相互に利用することなどにより、現地組織も含めた情報共有、意思決定、指示・調整を一元的に行う。

1. 4 緊急時モニタリング実施訓練

1. 4. 1 訓練概要

緊急時モニタリング実施計画等の立案や意思決定を行うとともに、関係機関及び 原子力事業者と連携して、緊急時における環境放射線のモニタリングを行う。

1. 4. 2 参加機関

内閣府、消費者庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、原子力規制 委員会、防衛省、福井県、京都府、滋賀県、石川県、原子力事業者(関西電力株式 会社、北陸電力株式会社、中部電力株式会社、日本原子力発電株式会社)、国立研究 開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

1. 4. 3 訓練内容

(1) 警戒事態における訓練内容

福井県、京都府及び滋賀県において、福井県モニタリング本部、京都府モニタリ

ング本部及び滋賀県モニタリング本部をそれぞれ設置し、平常時モニタリングの強化を含めた緊急時モニタリングの準備を行う。また、原子力規制委員会は、緊急時モニタリングセンター(以下「EMC」という。)の立ち上げ準備を開始するとともに、福井県、京都府、滋賀県及び原子力事業者からの情報収集等を行う。

(2) 施設敷地緊急事態以降における訓練内容

緊急時モニタリング実施計画等の立案や意思決定を行うとともに、福井県、京都府、滋賀県、原子力事業者等と連携して、EMCの立ち上げ、緊急時モニタリングの実施、関係者間における緊急時モニタリング結果の情報共有等を行う。

1. 5 広報対応訓練

1. 5. 1 訓練概要

官邸、ERC、OFC等の各拠点間で情報共有を行うとともに、プレス公表資料の配付・説明、記者会見の実施等、外部への情報発信等を継続的に滞りなく行う。

1.5.2 参加機関

内閣官房、内閣府、原子力規制委員会、関係地方公共団体等

1.5.3 訓練内容

(1) 警戒事態及び施設敷地緊急事態発生時

警戒事態及び施設敷地緊急事態発生に伴い、ERCチーム広報班の指定された広報官により報道対応(模擬記者会見)を行う。

(2) 全面緊急事態発生時

内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言を行った後、引き続き官房長官会見(仮想)を実施する。ERCチーム広報班の指定された広報官は、官房長官会見(仮想)後、速やかにERCにおいて報道対応(模擬記者会見)を実施する。この際、OFCにおいては、ERCから必要な情報を入手し、報道対応(模擬記者会見)を実施する。

2 国が参加主体となる訓練

2. 1 現地への国の職員・専門家の緊急輸送訓練

2. 1. 1 訓練概要

内閣府副大臣(原子力防災担当)、内閣府幹部等を現地に派遣するに当たり、関係 省庁が連携し、両発電所の事態進展を勘案しつつ、輸送手段及び輸送経路を調整し た上で、緊急輸送を行う。この際、派遣要員との情報共有を行う。

2. 1. 2 参加機関

内閣官房、内閣府、警察庁、消防庁、文部科学省、厚生労働省、環境省、原子力 規制委員会、防衛省、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発 法人日本原子力研究開発機構 等

2. 1. 3 訓練内容

(1) 警戒事態における緊急輸送の調整

警戒事態の発生に伴い、更なる事態進展に備え内閣府副大臣(原子力防災担当) 及び内閣府大臣官房審議官等をOFCへ、原子力規制庁担当職員を即応センターへ それぞれ派遣する準備を行う。また、緊急輸送関係省庁に対し、緊急輸送の支援の 準備を要請する。

(2) 施設敷地緊急事態における緊急輸送

施設敷地緊急事態の発生に伴い、原子力事故対策本部は速やかに緊急輸送関係省 庁に対して緊急輸送の支援を要請し、内閣府副大臣(原子力防災担当)、内閣府大臣 官房審議官、担当職員等をOFCへ、原子力規制庁担当職員を即応センター等へ派 遣する。派遣に当たっては、状況に適合した柔軟性のあるOFCへの移動計画の作 成に留意する。

さらに、全面緊急事態への進展に備え、関係省庁、指定公共機関等に対し、原子力事故現地対策本部要員となる関係職員の派遣準備を要請する。

(3) 全面緊急事態における緊急輸送

全面緊急事態発生に伴い、原子力災害対策本部事務局は、民間輸送手段を活用して関係省庁の派遣要員を原子力災害現地対策本部等に派遣する。

2. 2 原子力災害対策本部等の運営訓練

2. 2. 1 訓練概要

警戒事態発生に伴う原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部、施設敷地緊急事態発生に伴う同事故合同対策本部、全面緊急事態発生に伴う原子力災害対策本部を、両発電所を対象として設置するとともに、自然災害及び原子力災害の複合災害を想定した自然災害に係る対策本部との合同会議の開催も含め、各本部の運営を通じた関係機関の情報共有、連絡調整、意思決定等を行う。また、事態の進展に応じて、現地本部の統合の判断を行う。

2. 2. 2 参加機関

内閣官房、内閣府、国家公安委員会、警察庁、消費者庁、復興庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、

防衛省

2. 2. 3 訓練内容

(1) 官邸

官邸に各機能班を立ち上げ、情報収集を行うとともに、各機能班において、事態の進展に応じた各種応急対策業務を行う。施設敷地緊急事態発生に伴う原子力事故対策本部、全面緊急事態発生に伴う原子力災害対策本部を設置して各本部を運営するとともに、自然災害及び原子力災害の複合災害を想定した自然災害に係る対策本部との合同会議を開催し、各本部における情報共有、連絡、防護措置の実施方針の意思決定等を行う。

なお、原子力災害対策本部会議の訓練については、官邸、OFC及び関係地方公 共団体間でのトップ同士による意見交換や要請を直接行う訓練も含めて実施する。

(2) ERC

ERCに各機能班を立ち上げ、情報収集を行うとともに、各機能班において、事態の進展に応じた各種応急対策業務を行う。施設敷地緊急事態における原子力事故対策本部、全面緊急事態における原子力災害対策本部の設置に伴い、官邸の各機能班と連携し、オンサイト及びオフサイトの情報の集約・整理を行うとともに、住民の避難等に係る指示等の案及び関係資料の作成、決定した方針の現地本部への伝達等を行う。

2. 3 海外対応訓練

2. 3. 1 訓練概要

国際原子力機関(IAEA)の枠組みによる国際通報やその他海外関係機関への情報共有等を行う。

2. 2. 2 参加機関

外務省、原子力規制委員会

2. 2. 3 訓練内容

警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の発生等を受けてIAEAの枠組みによる適切な国際通報を実施するとともに、海外関係機関への情報共有等に関するERC及び外務省の対応手順等の確認を行う。

また、海外からの支援の申入れが外務省にあったことを想定し、ERC及び外務省の対応手順等の確認を行う。

さらに、IAEA/IECとその日本側窓口であるERC国際班とのメール・電話等では実施できない専門的なやり取りについて、ERCの関係機能班とともに、ERCとIAEA/IECとの間のテレビ会議を行う。

3 関係地方公共団体が参加主体となる訓練

3. 1 災害対策本部等の運営訓練

3. 1. 1 訓練概要

発電所の事故進展に応じて、関係地方公共団体において災害対策本部等を設置し、 地域防災計画等に基づく応急対策を実施するとともに、テレビ会議システム等を活 用し、ERCとOFCとの間で継続的な情報共有を図る。

3. 1. 2 参加機関

福井県、京都府、滋賀県、おおい町、小浜市、高浜町、若狭町、美浜町、京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、南丹市、京丹波町、伊根町、長浜市、高島市、原子力事業者(関西電力株式会社)等

3. 1. 3 訓練内容

地域防災計画等に基づき、原子力発電所の緊急時の災害警戒体制及び災害対策本部体制における通報、本部会議の設置・運営等を行うとともに、テレビ会議システム等を活用し、関係機関との情報共有等を実施する。また、OFCに現地災害対策本部要員及び連絡員を派遣する。

3.2 PAZ及びPAZに準じた避難を行う地域内の施設敷地緊急事態要避難者の 避難等実施訓練

3. 2. 1 訓練概要

施設敷地緊急事態発生の通報を受け、大飯・高浜のPAZ及びPAZに準じた避難を行う地域内の施設敷地緊急事態要避難者について、避難先の調整、輸送手段の確保、避難者の受入れ等を行い、避難等を実施する。

3. 2. 2 参加機関

福井県、京都府、おおい町、小浜市、高浜町、敦賀市、舞鶴市、若狭消防組合消防本部、敦賀美方消防組合消防本部、福井県バス協会、京都市消防本部、第八管区海上保安本部、陸上自衛隊、海上自衛隊、原子力事業者(関西電力株式会社)等

3. 2. 3 訓練内容

(1) 警戒事態

警戒事態の発生に伴い、今後の事態進展の可能性を踏まえ、原子力事故警戒本部からの要請に基づき、PAZ及びPAZに準じた避難を行う地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を実施する。

(2) 施設敷地緊急事態

施設敷地緊急事態発生の通報を受け、施設敷地緊急事態要避難者は、国、地方公

共団体、関係機関との調整により避難手段が定まり次第、指定された避難所に避難 を開始する。また、無理に避難すると健康リスクが高まる者は、あらかじめ定めら れた放射線防護対策施設に移動を開始する。

3.3 PAZ及びPAZに準じた避難を行う地域内の住民の避難等実施訓練

3.3.1 訓練概要

原子力緊急事態宣言後、原子力災害対策本部からの避難指示を受け、大飯・高浜のPAZ及びPAZに準じた避難を行う地域内の住民について、府県内外への避難等を実施する。

3. 3. 2 参加機関

福井県、京都府、おおい町、小浜市、高浜町、越前町、舞鶴市、川西市、宝塚市、三田市、猪名川町、福井県バス協会、京都市消防本部、第八管区海上保安本部、陸上自衛隊、海上自衛隊、原子力事業者(関西電力株式会社)等

3.3.3 訓練内容

原子力災害対策本部からの指示を受け、PAZ及びPAZに準じた避難を行う地域内の一般住民について、避難先の調整、輸送手段の確保、避難者の受入れ等を行った上で、指定された府県内の避難所への避難等を行う。

3. 4 UPZ内住民の屋内退避実施訓練

3. 4. 1 訓練概要

原子力緊急事態宣言後、原子力災害対策本部からの屋内退避指示を受け、大飯・ 高浜のUPZ内の住民等の屋内退避や各機関の情報伝達等を行う。あわせて、屋内 退避の意義等の理解促進を図る。

3. 4. 2 参加機関

福井県、京都府、滋賀県、おおい町、小浜市、高浜町、若狭町、美浜町、福知山市、舞鶴市、宮津市、南丹市、京丹波町、伊根町、高島市、滋賀県警察(本部、高島警察署)、高島市消防本部・消防団、関係社会福祉施設 等

3.4.3 訓練内容

原子力災害対策本部からの屋内退避指示を受け、UPZ内の自宅、社会福祉施設等において屋内退避を実施する。また、地震による家屋の損壊等により、自宅での屋内退避が困難な場合を想定し、指定避難所等における屋内退避を行う。あわせて、訓練等の機会を通じて、映像、パンフレット等による屋内退避の意義等に関する広報等を行う。

3.5 UPZ内一部住民の一時移転等実施訓練

3.5.1 訓練概要

OIL2の基準を超過したことに伴い、大飯・高浜のUPZ内で屋内退避中の一部住民について、避難先の調整、輸送手段の確保、避難者の受入れ等を行い、府県内外のUPZ外への一時移転を実施する。あわせて、各機関への情報伝達及び一時移転住民への安定ヨウ素剤の緊急配布を行うとともに、避難退域時検査場所を設置し、一時移転に伴う人員及び車両の避難退域時検査並びに簡易除染を行う。

3.5.2 参加機関

福井県、京都府、滋賀県、兵庫県、関西広域連合、おおい町、小浜市、高浜町、若狭町、美浜町、敦賀市、越前市、鯖江市、越前町、大野市、京都市、福知山市、舞鶴市、宮津市、南丹市、京丹波町、伊根町、高島市、川西市、伊丹市、三田市、猪名川町、芦屋市、加古川市、滋賀県警察(本部、高島警察署)、高島市消防本部・消防団、公益社団法人福井県バス協会、一般社団法人福井県タクシー協会、公益社団法人福井県診療放射線技師会、公益社団法人京都府放射線技師会、公益社団法人兵庫県放射線技師会、滋賀県バス協会、公益社団法人滋賀県放射線技師会、大津赤十字病院、長浜赤十字病院、滋賀医科大学医学部付属病院、陸上自衛隊、原子力事業者(関西電力株式会社)等

3.5.3 訓練内容

(1) UPZ内一部住民の一時移転

屋内退避中の一部住民は、あらかじめ避難計画等により定められた集合場所に集合し、そこから手配されたバス等を使用して指定された府県内外の避難先に向けて一時移転を実施する。一時移転の実施に当たっては、バス避難集合場所等において一時移転を行う住民への安定ヨウ素剤の緊急配布を行う。

(2)避難退域時検査及び簡易除染

避難先に至る経路近傍上に設置した避難退域時検査場所において、避難退域時検査を行い、状況に応じ簡易除染を実施する。

3.6 原子力災害医療訓練

3.6.1 訓練概要

OIL2の判断に基づき一時移転する住民が経路上において受傷したことを想定し、消防機関への通報から搬送先及び搬送手段の調整を含む情報伝達を行う。また、救急車等による搬送を行い、搬送先の医療機関において、傷病者の汚染検査、除染及び救急処置を行う。

3. 6. 2 参加機関

福井県、京都府、滋賀県、南越消防組合消防本部、若狭消防組合消防本部、福知山市消防本部、京都大学医学部附属病院、広島大学、京都医療センター、京都府立医科大学附属病院、原子力安全研究協会、市立福知山市民病院、高島市民病院、大津赤十字病院、長浜赤十字病院、滋賀医科大学医学部付属病院等

3. 6. 3 訓練内容

UPZ内で汚染の可能性のある負傷者が発生したことを想定し、災害対策本部に おいて搬送先や搬送手段等の調整を行うとともに、関係者間で情報伝達を行う。ま た、適切な汚染拡大防止措置を行いつつ、救急車による搬送、医療機関における汚 染検査、除染、応急処置等を行う。

3. 7 交通規制・警戒警備等訓練

3.7.1 訓練概要

警察、海上保安庁等による交通規制、船舶航行規制や道路管理者による道路状況 の確認等を行う。

3. 7. 2 参加機関

福井県、福井県警察本部、京都府警察本部、滋賀県警察(本部、高島警察署)、第八管区海上保安本部、近畿地方整備局(福井河川国道事務所)、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社

3.7.3 訓練内容

(1) 交通規制等

渋滞予測箇所における交通整理・誘導対策、自然災害や交通規制による避難経路の変更に対応した避難誘導、自然災害を想定した道路状況の確認等を実施する。

(2) 警戒警備

避難指示区域を中心とした警戒警備活動や広報活動を行う。

3.8 ヘリテレ伝送システムによる情報収集訓練

3.8.1 訓練概要

現地の活動や避難状況について、ヘリテレ映像等を関係機関に伝送し、国と関係 地方公共団体との間で情報共有を行う。

3.8.2 参加機関

福井県警察本部、陸上自衛隊、第八管区海上保安本部

3.8.3 訓練内容

地域の被害状況、住民の避難状況等を県警、陸上自衛隊及び海上保安庁のヘリテレ映像等により各関係機関で共有する。

4 原子力事業者が参加主体となる訓練

4. 1 対策本部運営訓練

4. 1. 1 訓練概要

地震や発電所設備の故障等の発生に伴い、本店、大飯発電所及び高浜発電所に対策本部を設置し、緊急事態応急対策を指揮するとともに、テレビ会議システム等を活用し、発電所と本店、本店とERCの間で継続的な情報共有を図る。

4. 1. 2 参加機関

関西電力株式会社、原子力規制委員会

4.1.3 訓練内容

大飯発電所対策本部及び高浜発電所対策本部にて、原子力事故等の進展予測を踏まえた事故拡大防止対策等を決定するとともに、大飯発電所、高浜発電所、本店及びERC間におけるプラント状況及び重大事故対策に関する情報共有を緊急時対策支援システム(ERSS)やテレビ会議システム等により行う。

4. 2 通報連絡訓練

4. 2. 1 訓練概要

地震や発電所設備の故障等の発生に伴い、原子力事故等の状況や応急措置の実施 計画について関係機関への通報及び報告を行う。

4. 2. 2 参加機関

関西電力株式会社、原子力規制委員会、関係地方公共団体 等

4. 2. 3 訓練内容

プラントの事象進展、被害状況等を把握し、原災法第10条事象、原災法第15条事象等の通報文及び応急措置の実施及び概要を記載した原災法第25条規程の報告文の作成を実施するとともに、社内外関係機関へのFAXによる一斉送信、着信確認等を行う。

4. 3 警備・避難誘導訓練

4. 3. 1 訓練概要

発電所構内作業者等の避難誘導を行うとともに、発電所敷地内の立入制限を行う。

4. 3. 2 参加機関

関西電力株式会社

4. 3. 3 訓練内容

発電所内の緊急事態応急対策等の活動に従事しない者、来訪者等について、退避 誘導員により指定された集合・退避場所に誘導するとともに、発電所敷地内の立入 制限を行う。

4. 4 原子力災害医療訓練

4. 4. 1 訓練概要

発電所構内における放射性物質汚染を伴う傷病者に対する汚染除去等の応急措置及び関係機関と連携し医療機関への搬送等を行う。

4. 4. 2 参加機関

関西電力株式会社、福井県、杉田玄白記念公立小浜病院、若狭消防組合消防本部、 福井県立病院、広島大学 等

4. 4. 3 訓練内容

大飯発電所3号機及び高浜発電所4号機での放射性物質汚染を伴う傷病者発生 を想定し、汚染除去等の応急措置を発電所構内で実施した後、医療機関への搬送等 を行う。

4.5 事故収束訓練

4.5.1 訓練概要

施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の発生に伴い、発電所が保有する重大事故等 対処設備を活用した事故拡大防止措置を行う。

4. 5. 2 参加機関

関西電力株式会社

4. 5. 3 訓練内容

事故拡大防止措置として、大容量ポンプ車の準備等を行う。

4. 6 原子力事業所災害対策支援拠点運営訓練

4.6.1 訓練概要

原子力事業所災害対策支援拠点における現地本部の設営・運営を行い、即応センター、OFC等との情報共有を行う。

4. 6. 2 参加機関

関西電力株式会社、原子力規制委員会 等

4. 6. 3 訓練内容

発電所の後方支援を目的とした原子力事業所災害対策支援拠点(関西電力株式会社原子力研修センター)の設置・運営、各班の連携した活動を行うとともに、本店とプラント状況の情報共有や発電所後方支援に関する社内及び関係機関との連携を確認する。

4. 7 原子力事業者支援連携訓練

4. 7. 1 訓練概要

原子力災害時における原子力事業者間の協力協定等の取決めに基づき、施設敷地 緊急事態発生に伴う協力要員派遣、資機材提供の支援要請連絡、原子力緊急事態支 援センターから提供を受けた資機材の発災発電所への搬送等を行う。

4. 7. 2 参加機関

北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力ホールディングス株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社、日本原子力発電株式会社、電源開発株式会社、日本原燃株式会社、美浜原子力緊急事態支援センター、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

4.7.3 訓練内容

原子力災害時における原子力事業者間の協力協定に基づく他の原子力事業者及び美浜原子力緊急事態支援センターへの情報連絡、資機材提供・要員派遣協力に関わる情報提供・支援要請の連絡、原子力事業所災害対策支援拠点他への協力要員派遣及び美浜原子力緊急事態支援センター所有の遠隔操作資機材の発災発電所への搬送を行う。

5 個別の要素訓練等

ERC及びOFCの各機能班等が、4の訓練とは別に、それぞれ課題を設定して個別の要素訓練等を行う。